

拠点校方式による合同部活動のチーム等の参加規定

大阪市中学校体育連盟

1 趣旨

参加を承認する精神は、生徒減少等に伴う部活動の設置・運営が困難な状況に対して、生徒にとって望ましい部活動が展開されるよう、各学校の設置者（各市町村教育委員会等）が行う拠点校方式による部活動や、各学校の設置者による拠点校方式の制度がない学校・種目間において、協定等による学校間連携により編成される運動部（個人種目含む）のチーム等で、大会の参加希望があった場合認めていく。なお、参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

2 条件

①参加規定

ア、学校の設置者により、当該域内において、拠点校を定め編成される1つの運動部であること。
もしくは、学校間で協定等を締結のうえ編成される1つの運動部であること、この場合、協定等を締結できる地域は、原則として近隣区内※1とする。

※1 当該運動部について、近隣区内において締結可能な設置校がない場合は、当該校が設置されている隣接区内での締結を認める。また、隣接区内において締結可能な設置校がない場合は、当該校が設置されている支部内での締結を認める。さらに、支部内において締結可能な設置校がない場合は、市内全域での締結を認める。ただし、その拠点校方式による合同部活動チームが勝利至上主義の趣旨ではなく、適正であると確認された場合に認める。

また、学校間の連携による編成は、あくまでも在籍校に希望する部活動がないことによるものとし、拠点校となる学校は公立中学校等のみとする。

イ、拠点校の管理下で日常的に活動を行っていること。

ウ、拠点校を編成する関係校全てが本連盟に加盟していること。

エ、チーム等の名称は拠点校名とするが、拠点校であることが分かる形とする。

オ、大会参加に係る必要な手続き等は拠点校で行うこととし、参加申し込み手続きは、各専門部による。

カ、大会の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員※2とする。

※2 ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者をいう。

キ、拠点校方式によるチーム等の出場を認めた時は、専門部理事は大阪市中体連本部まで報告する。

②その他

この規定は令和6年4月1日より施行する。

策定 令和5年3月1日

改正 令和7年2月28日

理事会（2①ア）